

B&G 財団及び東北ブロック B&G 海洋センター等所在市町村間 災害時相互応援協定書

（目的）

第1条 この協定は、『「B&G 全国サミット」共同宣言 災害時等における相互応援』に基づき、青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県内に B&G 海洋センター等が所在する本協定を締結する市町村（以下「協定市町村」という。）の区域において、地震等の災害が発生し、被害を受けた協定市町村（以下「被災市町村」という。）のみでは十分な対策を講じることができない場合に、公益財団法人 B&G 財団（以下「B&G 財団」という。）及び協定市町村が相互に協力・連携し、被災市町村の応急対策及び復旧、復興対策等を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次の通りとする。

- (1) 避難者収容及び応援受援等を目的とした B&G 海洋センターをはじめとする公共施設の提供
- (2) B&G 財団の事業にて整備した車両及び資機材等の提供
- (3) 応急対策、応急復旧、復興に必要な車両及び資機材等の提供
- (4) 応急対策、応急復旧、復興に必要な職員の派遣
- (5) 食料、飲料水及びその他の生活必需品等の提供
- (6) 被災した地域住民の体験活動・教育活動復興イベント等の実施及び協力
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった応急対策、応急復旧、復興に必要な事項

（応援の要請）

第3条 被災市町村が応援要請をする場合は、次の事項を可能な限り明らかにし、第9条に定める連絡担当部局を通じて、B&G 財団又は協定市町村に対し文書により応援を要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話等にて要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する応援内容
- (3) 要請する内容に基づく以下の事項
 - ア 必要とする資機材、物資の品名及び数量等
 - イ 必要とする派遣職員の職種及び人員等
 - ウ 必要とする施設の規模等
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 B&G 財団及び協定市町村は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

- 2 被災市町村から応援の要請を受けた B&G 財団及び協定市町村は、応援の可否を決定し、被災市町村に対しその結果を連絡する。なお、B&G 財団から応援の要請を受けた協定市町村は、応援の可否を決定し、被災市町村及び B&G 財団に対しその結果を連絡する。
- 3 応援を決定した B&G 財団及び協定市町村（以下「応援団体」という。）は、被災市町村と連絡を取り、被災市町村が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。
- 4 被災市町村に向けた災害応援の実施可否、応援内容の詳細については、応援団体の責任のもと実施するものとする。

- 5 B&G 財団は、被災市町村から重機等を要する応援の要請を受けた場合、「防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築」事業（以下「防災拠点事業」という。）を実施する協定市町村と調整を行い、応援を実施する場合は、防災拠点事業にて締結した協定書に基づくこととする。

（応援経費の負担）

第5条 B&G 財団及び協定市町村が前条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

- 2 被災市町村において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援団体は当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 B&G 財団が、前条の規定に基づく応援に要した経費の全額又は一部を負担する場合は別途書面等により定めるものとする。

（自主的活動）

第6条 B&G 財団及び協定市町村は必要に応じて、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を実施することができる。

- 2 自主応援については、第3条の規定による被災市町村からの要請があったものとみなすことができる。ただし被災市町村の同意を要する。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用することができる。ただし、情報収集に要する費用等応援に直接関係ない経費については、前条の規定を準用しない。

（協定への参加）

第7条 本協定への参加は、協定への参加を希望する市町村が、別紙様式の協定参加申請書を B&G 財団へ提出し、B&G 財団及び協定市町村が書面等により承認したときをもって同意したものとみなす。

- 2 B&G 財団は、新たに協定市町村への追加があった場合は、速やかに他の協定市町村に書面にて通知する。

（他の協定との関係）

第8条 この協定は、B&G 財団及び協定市町村が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援等に関する協定等を妨げるものではない。

（連絡担当部局）

第9条 B&G 財団及び協定市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（情報交換）

第10条 B&G 財団及び協定市町村は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、前条に定める連絡担当部局を通じて必要な情報を相互に交換し、災害時に備えるものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

（附則）

この協定は令和7年9月9日から施行する。
この協定の締結を証するため、本協定書を1通作成し、B&G 財団及び各市町村長が署名の上、B&G 財団が原本を保有し、協定市町村はその写しを保有するものとする。